

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 みらいクリニック
みらいクリニック

- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他
③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 鹿児島県出水市上知識町 549

(3) 設立認可年月日 昭和 62 年 3 月 4 日

(4) 設立登記年月日 昭和 62 年 3 月 12 日

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	みらいクリニッ ク	4610811160	鹿児島県出水市上知識 町 549	一般病床 0 床

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5 年 5 月 27 日 令和 4 年度決算の決定
令和 5 年 5 月 28 日 理事長重任
令和 6 年 3 月 30 日 理事長変更

法人名 医療法人 みらいクリニック

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

所在地 鹿児島県出水市上知識町549

財 産 目 録

(令和 6年 3月31日現在)

1. 資 産 額	12,974 千円
2. 負 債 額	266 千円
3. 純 資 産 額	12,708 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	5,620
B 固 定 資 産	7,354
C 資 産 合 計 (A + B)	12,974
D 負 債 合 計	266
E 純 資 産 (C - D)	12,708

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人 みらいクリニック

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県出水市上知識町549

貸 借 対 照 表

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	5,620	I 流 動 負 債	266
II 固 定 資 産	7,354	II 固 定 負 債	0
1 有形固定資産	5,299		
2 無形固定資産	332	負 債 合 計	266
3 その他の資産	1,723	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 出 資 金	26,185
		II 積 立 金	△13,477
		繰越利益積立金	△13,477
		純 資 産 合 計	12,708
資 産 合 計	12,974	負債・純資産合計	12,974

法人名 医療法人 みらいクリニック
所在地 鹿児島県出水市上知識町549

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書

(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	34
2 事業費用	976
本来業務医業損失	942
事業損失	942
II 事業外収益	1
経常損失	941
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純損失	941
法人税、住民税及び事業税負担額	183
当期純損失	1,124

法人名 医療法人 みらいクリニック
所在地 鹿児島県出水市上知識町5-49

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者 該当なし

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者 該当なし

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監事監査報告書

医療法人 みらいクリニック
理事長 福田 雅隆 殿

私は、医療法人 みらいクリニックの令和 5 会計年度（自 令和 5 年 4 月 1 日から至 令和 6 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決済書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 5 月 15 日

医療法人 みらいクリニック
監事 黄 三貴子

